

第 89 回九都県市首脳会議（WEB 会議）の結果についてお知らせします

本日、次のとおり第 89 回九都県市首脳会議（WEB 会議）が開催されましたので、その結果についてお知らせいたします。

- 1 日 程 令和 8 年 4 月 23 日（木）
- 2 出席者 埼玉県知事 大野 元裕
千葉県知事 熊谷 俊人
東京都知事 小池 百合子
神奈川県知事 黒岩 祐治
横浜市長 山中 竹春
川崎市長 福田 紀彦
千葉市長 神谷 俊一
さいたま市長 清水 勇人
相模原市長 本村 賢太郎（九都県市首脳会議座長）

※ 九都県市首脳会議における合意事項・決定事項は、別添「結果概要」を御覧ください。

(問合せ先)

川崎市総務企画局都市政策部

広域行政担当 担当 すえしげ 末繁

電話 044-200-0057（内線23126）

第89回九都県市首脳会議の結果概要

令和8年4月23日
九都県市首脳会議

1 意見交換に係る合意事項等

(1) 首脳提案について

ア 民泊制度の適正化について

住宅宿泊事業法に基づく民泊施設の整備が進む一方、法令に基づく適正な手続きを行っていない施設や近隣住民等の生活環境に悪影響を及ぼす不適切な運営を行う施設に対する苦情が増加している。今後も増加が見込まれる民泊の適正な運営を図るため、九都県市として意見を取りまとめ、**別紙1**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

イ 防犯対策強化に係る取組への支援について

刑法犯認知件数は増加傾向にあり、近年、特殊詐欺をはじめとする犯罪の手口は一層複雑化・巧妙化し、首都圏をはじめ大都市圏を中心に被害が拡大している。こうした状況を踏まえ、防犯対策が効果的かつ持続的に推進されるよう、防犯インフラ整備やSNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺の対策強化に向け、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙2**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

ウ 都市農地の贈与税・相続税納税猶予制度の拡充について

都市農業を守り、その多様な機能を持続させ、農地と宅地が共存する良好な都市環境を保つためには、農地と一体となって活用されている施設及び土地並びに市街化調整区域における市民農園等を、贈与税・相続税納税猶予制度の対象とすることが重要であるため、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙3**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

エ 自動運転バスの社会実装に向けた支援について

自動運転バスの社会実装に向けては、実証段階から社会実装後まで一貫して高額な費用負担が生じることに加え、国内メーカー製EVバス車両の供給も十分ではないといった課題があることから、国の主導により、これまで以上に強力に推進する必要があるため、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙4**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

オ 次世代型太陽電池の早期社会実装に向けた支援について

次世代型太陽電池は、脱炭素社会の実現に向けた「切り札」として期待されているが、市場への供給量は極めて少量に留まり、国の補助要件のハードルも

高い。また、発電効率が高い「次世代型タンデム太陽電池」の開発を幅広く戦略的に支援し、国際競争力の強化を図る必要がある。そこで、九都縣市としての意見を取りまとめ、**別紙5**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

カ 適切な出入国在留管理の徹底について

在留外国人の約4割が9都縣市に集中する中、外国人との共生の取組を進める上でも外国人が適法に滞在することが前提となる。出入国在留管理の権限は国にあるため、国の責任と権限において在留管理の適正化と入国時スクリーニングの徹底を図り、自治体の負担を軽減する必要がある。そこで、九都縣市としての意見を取りまとめ、**別紙6**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

キ 物価高騰対策等の実施方法について

物価高騰が続き、国が経済対策として様々な施策を講じる中、地方自治体においても国からの交付金等を活用して住民や事業者への支援策を講じている。しかし、全ての地域で共通して実施すべき施策を講じる場合は、全国一律の制度設計や国が直接実施することなどが必要である。そこで、九都縣市としての意見を取りまとめ、**別紙7**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

ク 火葬場の適切な整備・経営等を確保するための制度的対応について

多死社会の到来を背景に、人口が集中する首都圏においては、ひっ迫する火葬需要に対応するため、火葬場整備等による火葬能力の強化及び民間事業者への適正な経営・管理に係る指導監督を行うとともに、大規模災害発災時には、広域火葬体制の実効性を担保できるよう、九都縣市としての意見を取りまとめ、**別紙8**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

2 協議に係る合意事項

(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都縣市としての意見を取りまとめ、**別紙9**のとおり、国に対して要求を行うこととした。

3 報告事項

(1) 首脳会議で提案された諸問題等に関する検討状況について

ア 働く女性の活躍推進について

各都縣市における働く女性の活躍を促進するための取組の意見交換を行うとともに、女性活躍の気運を更に広げるため、自治体間連携に向けた検討を行い、取組を実施した。第89回九都縣市首脳会議への報告をもって本検討会は終了す

るが、引き続き各都県市で取組を進めるとともに、適宜情報共有を行う等、連携を図っていく。

イ 盛土規制法の規制開始について

盛土検討会を開催し、九都県市が連携して法の周知に取り組むことに同意したほか、各都県市の運用上の事例等の共有及び課題の研究を行った。第 89 回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会は終了するが、法の周知を九都県市で連携して実施するとともに、引き続き各都県市の取組を進め、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

ウ 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

- (ア) 光化学オキシダント及びPM_{2.5}対策として、その原因物質であるVOCの排出削減に向けた啓発活動等の取組を実施した。引き続き、広域的に連携した取組を進めていくこととした。また、光化学オキシダント及びPM_{2.5}の低減に向けた原因物質の削減対策について国に要望する。
- (イ) 自動車排出ガス対策として、引き続き、ディーゼル車の運行規制に係る取組や低公害車指定制度の運用を行うとともに、エコドライブの普及に係る効果的な取組を検討・実施することとした。また、自動車排出ガス対策について国に要望する。

エ 緑の保全、創出施策について

各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き各都県市の調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向や実情を踏まえた財政支援策の拡充等に関する国への要望活動を引き続き行うこととした。

オ 水素社会の実現に向けた取組について

「水素基本戦略」の進捗状況や、「水素社会推進法」等を踏まえ、国に対し要望を行った。また、水素エネルギー関連事業者との情報交換を行った。引き続き、九都県市で連携した取組の実施に向けて、具体的な内容の検討・調整を行う。

4 その他

(1) GREEN×EXPO 2027（横浜グリーンエクスポ）について

横浜市及び神奈川県から動画、パンフレットを用いて最新情報を紹介し、引き続きの機運醸成の取組を依頼するとともに、両自治体を実施する子ども招待事業を紹介し各都県市における横浜グリーンエクスポの来場促進の取組実施を依頼した。

(2) ねんりんピック彩の国さいたま 2026 について

埼玉県から、本県では初の開催となる「ねんりんピック彩の国さいたま 2026」について紹介するとともに、九都県市の選手を含む全国から約1万人の選手、役員をラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックで培った世界に誇るおもてなしをもってお迎えしたいとの発言があった。

(3) 千葉開府900年記念事業について

千葉市から、2026年6月1日に、まちが開かれてから900年の歴史的節目である「千葉開府900年」を迎えることと、関連する取組の紹介があった。

(4) KOUGEI EXPO in KANAGAWA について

神奈川県から、県内及び全国の伝統的工芸品の展示・販売のほか、伝統工芸士による実演や体験プログラムなど、様々なイベントを実施する「KOUGEI EXPO in KANAGAWA」の紹介とともに、九都県市の協力を得ながら、広報・周知に取り組んでいきたいとの発言があった。

(5) SORATO NRTエアポートシティについて

千葉県から、第3滑走路の新設などを含む「成田空港第2の開港プロジェクト」を契機として、空港と地域が一体となった新たな都市圏づくりを進めていること、また、新しい都市圏の名称を「SORATO NRT (ソラト ナリタ)」に決定したことを紹介するとともに、九都県市の協力も得ながら、空港を核とした産業拠点の形成と、それを支えるまちづくりに取り組んでいきたいとの発言があった。

(6) SusHi Tech Tokyo 2026 について

東京都から、4月27日(月)から東京ビッグサイトで開催されるグローバルイノベーションカンファレンス「SusHi Tech Tokyo 2026」について紹介するとともに、是非足を運んでいただきたいとの発言があった。

(7) THIS FES' 26 in Sagami-hara について

相模原市から、10月31日(土)・11月1日(日)の2日間で開催される大型野外音楽フェス「[Alexandros] presents THIS FES' 26 in Sagami-hara」について紹介があった。

5 次回は、令和8年秋、相模原市において開催する。

民泊制度の適正化について

住宅宿泊事業法に基づく民泊施設の整備等が進む一方、法令に基づく適正な手続きを行っていない施設や、近隣住民等の生活環境に影響を与えるような不適切な運営を行う施設に対する苦情が増加している。

現在、旅館業法に基づく許可を受けていない又は住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていないなど、いわゆる無許可・無届民泊の把握に膨大な時間と労力がかかっているとともに、指導を受けた事業者が住宅宿泊事業法の届出をして営業を続ける事例も散見される。

また、ごみ出しや騒音など、生活環境に関する適切な管理を怠った事業者に対する業務停止命令等の適用条件が曖昧であるほか、海外拠点事業者への連絡や事業実態の把握がしづらくなる場合がある等の事由により、指導や処分に踏み込みにくい状況となっている。

このほか、宿泊日数については、観光庁からのデータと事業者との報告との間で食い違う場合があり、正確な把握が困難であるなど、民泊制度運営システムにおいて見直すべき様々な点がある。

こうした状況に対し、自治体は国のガイドラインに沿って対応しているが、条例で規制できる内容が「区域及び期間」に限られることから、地域の実情にあった運用が行いづらい状況にある。

さらに、民泊等を目的としてマンションなどの物件を購入し、住民を退去させるために正当事由のない賃料の値上げやエレベータの停止等の実力行使を伴った悪質な事例も発生している。

こうした様々な課題が生じる中、現行法下において自治体の取組のみで解決するのは困難な状況であることから、下記のとおり要望する。

- 1 旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づき、無許可・無届民泊に当たる違法行為を特定するに当たり、例えば、宿泊行為や宿泊料の收受などの宿泊した事実だけでなく、予約サイト等により宿泊客を募集する行為なども対象にできるように拡大するなど、法令で明確化すること。
- 2 観光庁の登録を受けずに海外で民泊の物件を仲介する、いわゆる違法住宅宿泊予約サイトや SNS を利用した無許可・無届民泊の把握

に向け、それらの実態調査を実施し、違法な海外予約サイトへのアクセス抑止を含め、海外当局とも連携し対応を検討すること。また、例えば、令和10年度中に導入予定の電子渡航認証制度（JESTA）などを活用して、入国時に水際で無許可・無届民泊への宿泊を防止する仕組みづくりを検討すること。これらについて、国が実施主体となり進めること。

- 3 無許可・無届民泊を防止するため罰則を強化するとともに、無許可・無届営業を繰り返すなどの悪質な事業者の民泊市場への参入を防止するため、こうした事業者を住宅宿泊事業法第4条に基づく欠格事由に加えるなど、仕組みを見直すこと。
- 4 生活環境に関する適切な管理を怠る事業者に対して、各自治体が指導監督を適切に実施できるよう、住宅宿泊事業法における業務停止命令等を発する際の基準を明確化すること。
- 5 民泊制度運営システムの更なる活用に向けた利便性の向上や住宅宿泊仲介業者が提供するデータのシステム連携等を通じ、予約・宿泊実績やその始期・終期を正確かつリアルタイムに把握できるようにするなど、更なる改善に取り組むこと。
- 6 生活環境の悪化を防止するために地域の実情に合わせて、届出に当たっての住民説明会の開催や施設管理者の配置など、区域と期間の制限以外の項目についても規制する条例を制定できるよう法令の見直しを図ること。あわせて、適正な運営を広げるため、優れた取組を行う事業者にインセンティブを与えることなどについて、国として考え方を示すこと。
- 7 貸主等が住宅を民泊に使用することを目的として、入居している住民を退去させるためにエレベータを停止するなどの実力行使に及ぶことを防ぐために、貸主等を指導できる仕組みを国の責任において検討すること。
- 8 事業者が届出を求める情報（国籍・在留資格等）について、把握

の目的・程度・手段を国において明確にして一定の指針を示すこと。

- 9 民泊における違法行為や生活環境の悪化等の防止、発生時の対応等を自治体が継続的に対応できるよう、民泊行為の位置づけ、事業者が守るべき基準や規制内容、指導監督や違反時の罰則などについて、旅館業法及び住宅宿泊事業法のあり方を含め、国において抜本的な対策を検討すること。

令和8年 月 日

厚生労働大臣	上野 賢一郎 様
国土交通大臣	金子 恭之 様
観光庁長官	村田 茂樹 様

九都県市首脳会議

座 長	相模原市長	本 村 賢太郎
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	東京都知事	小 池 百合子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市長	山 中 竹 春
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人

防犯対策強化に係る取組への支援について

我が国の刑法犯認知件数は、令和4年以降増加傾向が続き、令和7年は77万件を超え、この傾向は一都三県でも同様である。主な犯罪動向は、窃盗犯が全体の約7割を占めており、知能犯は前年比25%増と大幅に増加している。その犯罪手口は近年、SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺や、匿名・流動型犯罪グループによる組織的な犯罪など、一層複雑化・巧妙化している。

これに対し国は、令和7年4月に「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」を策定し、被害に至るまでを段階別に分け、段階ごとに通信、金融、SNS等の事業者に対する協力要請や、犯罪への加担防止を含めた啓発・教育など、多方面にわたる対策強化を示している。また、治安基盤の強化においても、防犯カメラの設置等、地域防犯力の強化に対する支援が示され、重点支援地方交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）の対象として令和7年度補正予算にも計上されるなど、検討・対応を進めている。

地方自治体と警察は、街頭防犯カメラが被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効であることから、地域とも連携して防犯カメラや防犯灯等インフラ整備を進めている。さらに、地域住民による見守り・パトロール活動の支援、防犯教室の実施などに取り組んでいる。しかし、インフラの継続的な更新や維持管理費用の確保、地域の担い手不足など防犯対策における課題は多岐にわたっており、とりわけ、九都県市をはじめとする大都市圏においては、対応すべきエリア・箇所が多いことから、負担は一層大きい。取組を着実に進め、広域的に拡大する犯罪被害を食い止めるためには、国による継続的で安定的な財政支援が不可欠である。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺の被害は、高齢者だけでなくSNSを日常的に利用する現役世代にまで拡大している。特に令和7年における特殊詐欺については、一都三県での認知件数が全国の約35%、被害額が約40%を占めるなど、大都市圏に集中している。被害拡大防止のためには、国民の防犯意識をさらに向上させ、すべての国民が自分事と考えるような取組の推進が急務である。

そのためには、社会全体として犯罪に巻き込まれにくい環境を整えることが重要である。例えば、国が「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規

則の一部を改正する命令」により定められている口座開設時の I C チップを活用した本人確認を着実に実施するべきである。また、SNS・サイバー空間における詐欺誘導対策（フィルタリングや警告表示等）、詐欺電話を着信段階で遮断する仕組みなどを推進するよう、国においても、より踏み込んだ支援が必要である。

同時に、国民の行動変容を促す取組も重要である。国においては、詐欺等に関するデータ分析結果や専門的知見を地方自治体に提供するとともに、国民の行動変容を促すような新たな防犯施策の設計を行うなど、より効果的な防犯対策を推進すべきである。これにより、地方自治体による地域に根差した取組のさらなる推進も可能となる。

そこで、以下の3点を要望する。

- 1 防犯インフラの整備や維持管理、学校での防犯教育や住民向けの防犯講座など、地方自治体が実施する防犯対策に特化した継続的・安定的な財政支援制度を創設すること。
- 2 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」による I C チップを活用した本人確認を着実に実施するとともに、SNSをはじめとしたサイバー空間における対策、詐欺電話の着信遮断など、犯罪に接触する機会を生じさせない環境の構築に向けた支援をさらに推進すること。
- 3 詐欺等に関するデータ分析結果と専門的知見を地方自治体に提供するとともに、無関心層などを含む、国民の行動変容を促す新たな防犯施策の設計及び地方自治体と連携した具体的な取組を実施すること。

令和8年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

総務大臣 林 芳正 様

内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障） 松本 尚 様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 黄川田 仁志 様

国家公安委員会委員長 あかま 二郎 様

九都県市首脳会議

座長 相模原市長
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
横浜市長
川崎市長
千葉市長
さいたま市長

本村賢太郎
大野元裕
熊谷俊人
小池百合子
黒岩祐治
山中竹春
福田紀彦
神谷俊一人
清水勇人

都市農地の贈与税・相続税納税猶予制度の拡充について

都市農業は、単に農産物を生産するだけでなく、防災空間の確保など多様な機能を担っており、とりわけ都市部においては、都市の安全性や環境の質を支える重要な役割を果たしている。

昭和 60 年代から三大都市圏を中心として地価が高騰する中、宅地供給需要に対応するため、平成 3 年以降、三大都市圏の市街化区域内の農地は「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分され、宅地化が促進されてきた。しかし、東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所としての役割への期待など、都市農地の保全を求める機運が高まり、平成 27 年には、都市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成を目的として、「都市農業振興基本法」が制定され、これを受けて策定された「都市農業振興基本計画」では、都市農地は都市に「あるべきもの」へと位置づけが大きく転換された。

しかしながら、都市農業においては、市街化が進展する街区の中に点在する狭小農地で生産が行われており、畜舎や作業時の移動効率を考慮して設置する倉庫、休憩施設といった農業用施設が営農の要となっているにもかかわらず、これらの農業用施設や、世界農業遺産に認定されている武蔵野地域の落ち葉堆肥農法に欠かせない平地林など、農地と一体となって活用されている施設及び土地については、贈与税・相続税納税猶予制度の対象外となっており、農業者の農業意欲ややりがいの低下、納税のため農地転用を伴う売却等による農地の減少につながっている。

また、市民農園、学校や福祉法人が生徒等の農業の実践の場として農地を借り受けて開設する学童農園及び福祉農園は、農地所有者が農地を貸し付けることで、農地管理の負担を軽減するとともに、

市民の農業への理解促進や健康増進、生きがいつくり、地域交流等の貴重な場となっているが、市街化調整区域において農地の貸し付けにより開設したこれらの農園は、贈与税・相続税納税猶予制度の対象外であることから、新規開設の支障となっており、所有者の農地管理への負担から、結果として、農業の継続を断念し、耕作放棄地の発生や他用途への転用など、貴重な農地の減少につながっている。

このような都市農業を守る方向性は国と地方で共有されているものの、「農業経営の継承」と「農地の有効活用」の両面において現行制度では不十分な点も残されている。

そこで、都市農業を守り、その多様な機能を持続させ、農地と宅地が共存する良好な都市環境を保つため、次の事項について要望する。

- 1 畜舎、農業用倉庫や農作業休憩施設等の農地と一体となって活用される施設及び土地を、個人版事業承継税制ではなく、農業承継の実態に即した贈与税・相続税納税猶予の対象とする制度へと拡充すること。
- 2 市街化調整区域で貸し付けにより開設した市民農園、学童農園及び福祉農園の農地を、贈与税・相続税納税猶予の対象とする制度へと拡充すること。

令和8年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和 様

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

自動運転バスの社会実装に向けた支援について

国においては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等の下、地域公共交通の維持・確保や人手不足対策の一環として自動運転車の社会実装を推進しており、令和9年度までに全国100か所以上で地域限定型の無人自動運転移動サービスの実現を掲げている。

各自治体においては、公共交通ネットワークの重要な要素である路線バスについて、慢性的な運転手不足により各地で減便や路線廃止が発生し、地域公共交通の維持・確保が喫緊の課題となっていることから、その解決手段の一つとして自動運転バスの社会実装を視野に入れ、実証実験を通じた知見やノウハウの蓄積を進めてきたところである。

一方、自動運転バスの社会実装を目指すに当たっては、実証段階におけるイニシャルコストが高額であることが依然として課題であり、国からの財政支援の一層の拡充が望まれる。

社会実装後においても、追加の車両購入費用に加え、保守・点検、システム更新、遠隔監視等に要するランニングコストが大きな負担となり、交通事業者が安定的に事業を継続する見通しが立て難く、自治体においても、厳しい財政状況の中、費用負担を継続することが困難である。しかしながら、現行の国の支援制度は社会実装までの支援が中心となっていることから、実装後の安定的な運行に対する財政支援についても、充実を図る必要がある。

また、交通事業者は長きにわたり、信頼性の高いメンテナンス体制があり、バリアフリー対応など利用者のニーズに対してきめ細かな配慮が行き届いた国内メーカー製のバス車両を供用してきた歴史的経緯を有する。このことから、無人自動運転移動サービスの提供においても、国内メーカー製バス車両を求める声がある。加えて、環境配慮の観点から、EVバス車両を用いた取組を進めることも重要である。このため、国内メーカー製EVバス車両による無人自動運転移動サービスを可能とすることで、利用者の受容性の向上と自動運転バスの普及、道路の脱炭素化の推進に資すると考えられるが、その供給は十分とは言えない状況にある。

地域公共交通の維持・確保は首都圏においても喫緊の課題であり、自治

体をまたぎ広域的かつ効率的に取り組むべきものである。我が国において自動運転の社会実装を加速するためには、国家戦略の一環として、国の主導により、これまで以上に強力に推進する必要があることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 持続可能な無人自動運転移動サービスの提供を実現するため、自動運転バスの実証実験に係る初期投資に対する財政支援を拡充するとともに、社会実装後の運行コスト及び車両購入費用等を対象とした、新たな財政支援制度を創設すること。
- 2 国内メーカー製EVバス車両による無人自動運転移動サービスの早期実用化と普及拡大に向け、国内メーカーにおけるEVバス車両の開発促進及び生産体制構築を支援すること。

令和8年 月 日

デジタル大臣	松本	尚	様
経済産業大臣	赤澤	亮正	様
国土交通大臣	金子	恭之	様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

次世代型太陽電池の早期社会実装に向けた支援について

我が国は、エネルギー源の多くを海外から輸入する化石燃料に依存しており、今後、脱炭素とエネルギーの安定供給を両立する観点から、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入し、エネルギーの地産地消を図っていく必要がある。

特に、都市化が進んでいる首都圏では、太陽光発電について、適地の制約や地域との共生上の課題等も生じており、「薄くて、軽く、曲げられる」という特徴を持つ次世代型太陽電池は、従来のパネルが設置困難であった場所にも設置できるため、脱炭素社会の実現に向けた「切り札」として期待されている。

また、我が国発の技術であるペロブスカイト太陽電池は、その原材料であるヨウ素について、日本が世界第2位の産出量を誇っており、原材料を含めた強靱なサプライチェーンを構築することで、エネルギーの安定供給に資することも期待できる。

こうした中、国では、令和6年11月に策定した「次世代型太陽電池戦略」において、2030年を待たずにGW（ギガワット）級の生産体制を構築した上で、2040年には約20GW（ギガワット）の導入を目指すこととし、量産技術の確立、生産体制整備、需要創出の三位一体で進めることとしている。また、令和7年2月に策定した「第7次エネルギー基本計画」においても、次世代型太陽電池の早期社会実装に向けた取組を進めていく方針を掲げており、令和7年度に創設された「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」（以下「導入支援事業」という。）においては、令和8年度予算の増額等をしているところである。

一方、次世代型太陽電池については、国際競争が激化している中、今後、研究開発の加速化や生産規模の拡大等を進め、より競争力のあるコスト水準を目指していく必要があるが、現在、市場への供給量は極めて少量に留まっている。

また、初期需要を創出するためには、政府や地方自治体、意欲ある民間企業などによる導入の取組が欠かせないが、製品の供給量が少ない上、国の補助金である導入支援事業については、耐荷重など補助要件のハードルが高い。

加えて、電池を重ね合わせることで高い発電効率を発揮する「次世代型タンデム太陽電池」について、シリコン電池とのガラス型タンデムだけでなく、フィルム型同士を重ね合わせたタンデム電池の開発も強力で推進するなど、幅広く、戦略的な支援を進めることで、我が国の持つ高い技術力を最大限活用し、

オールジャパンで国際競争力の強化を図っていくことが重要である。また、資源の有効利用の観点から、次世代型太陽電池の普及と併せて、処理技術の確立やリサイクル体制の構築を進めていく必要がある。

については、次世代型太陽電池の早期社会実装に向けた取組を進めるため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 開発メーカーへの継続的かつ十分な支援を行うことで、次世代型太陽電池の量産体制を構築し、市場への安定供給を図ること。また、国としてリサイクル技術の確立に向けた支援を強化すること。
- 2 初期需要の創出に向け、幅広く自治体施設や意欲ある民間企業等への導入が進むよう、「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」における補助要件の緩和や財政支援の充実を図ること。
- 3 発電効率が高い次世代型タンデム太陽電池について、海外製に対して高い競争力を期待できるフィルム型のタンデム太陽電池の開発も強力に推進すること。

令和8年 月 日

経済産業大臣	赤澤 亮正	様
資源エネルギー庁長官	村瀬 佳史	様
国土交通大臣	金子 恭之	様
環境大臣	石原 宏高	様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

適切な出入国在留管理の徹底について

法務省出入国在留管理庁「在留外国人統計」によると令和7年12月末時点、全国の在留外国人の約4割にあたる約167万人の外国人が9都県市に住んでいる。

国は外国人を「労働者」と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」である。

地方自治体では、日本人住民・外国人住民が共に暮らしやすい社会の実現に向け、外国人との共生に関する施策に取り組んでいるが、日本人と外国人が共に安心して暮らすためには、適切な出入国在留管理により、外国人が適法に滞在することが前提となる。

不法滞在の外国人が就労する状況が続けば、労働市場など様々な分野に影響を及ぼすことが懸念され、一部の地域住民からは治安に対する不安の声も寄せられている。

査証に関しては、相互査証免除協定に基づき査証無しに入国し、難民認定申請を正当な理由なく繰り返す外国人が滞在を継続することで、相対的に不安定な立場で滞在する外国人が増加し、一部の地方自治体にしわ寄せが及んでいる事例も見られる。

国は、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」や令和8年1月に公表された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」等を策定し、外国人の出入国、在留、共生等に関連する諸課題について対策を進めているが、出入国在留管理に関する権限は国にあることから、国の責任と権限において、適正な在留管理の実現と、入国時のスクリーニングを徹底し、地方自治体のしわ寄せや負担を軽減すべきである。また、国は査証発給事務の負担軽減のため、一部在外公館において現地公的機関を活用した一次スクリーニングを実施しているところ、この制度の活用も一案である。これらを踏まえ、次のとおり要望する。

- 1 国の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において定められた偽変造在留カード対策や JESTA の導入など不法滞在者ゼロプランの推進等の取組について速やかに詳細な検討を行い早期に実行するとともに、現地公的機関と連携した査証のスクリーニングを拡大するなど効率的かつ適正な査証発給を実施すること。
- 2 JESTA の導入等が行われるまでの間、必要に応じ相互査証免除協定の停止を講じるなど、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底すること。

令和8年 月 日

法務大臣 平口 洋 様
外務大臣 茂木 敏充 様
厚生労働大臣 上野 賢一郎 様
外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣 小野田 紀美 様
警察庁長官 楠 芳伸 様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村 賢太郎
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市長	山中 竹春
	川崎市長	福田 紀彦
	千葉市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人

物価高騰対策等の実施方法について

令和7年の消費者物価指数が、食料品を中心に前年比3.2%の上昇である一方、賃上げはこの物価上昇に追い付かず、毎月勤労統計調査によると、令和7年の賃金指数は実質前年比でマイナス1.3%となっている。

また、最近の物価高騰や人件費の上昇に、診療報酬や介護報酬等の改定が追い付いていないことから、医療機関や福祉施設の経営にも大きな影響を与えており、とりわけ令和6年度決算においては、全国の公立病院の83%が赤字となっている。

こうした状況を受け、国は、令和7年11月21日に閣議決定した『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～』において、生活の安全保障・物価高への対応を第1の柱として、電気・ガス代への支援や当分の間税率の廃止などを実施するとしたほか、自治体が地域の実情に応じてきめ細かに生活者や事業者への支援を実施できるよう、「重点支援地方交付金」を拡充した。

また、診療報酬や介護報酬等の改定までの緊急的な対応として「医療・介護等支援パッケージ」を実施することとした。

しかし、生活者支援については、各自治体が「重点支援地方交付金」を活用して地域の実情に即した取組を独自に実施することが可能となる一方で、食料品支援、子育て世帯や住民税非課税世帯への現金給付などの全国共通の課題への対策においても対象者の範囲や金額等に自治体間で違いが生じている。そのため、全ての地域において共通して実施すべき施策を講じる場合などは、全国一律の制度設計や地方にとって大きな事務負担とならないよう国による直接給付の仕組みの検討が必要である。

国においては、中低所得者の税・社会保険料負担を軽減し、所得に応じた手取り増加を図る給付付き税額控除について、「社会保障国民会議」を設置し検討しており、その早期実現が期待される一方で、地方の事務負担が増えない仕組みとすべきである。

事業者支援では、「重点支援地方交付金」は、中小企業への支援などにおいて、地域の実情を踏まえた有効な施策の実施につながっている。

一方、医療機関や福祉施設への支援については、本来、診療報酬・介護報酬等の改定によって対応されるべきものであり、事業者が随時利用者に価格転嫁できないことを踏まえると、著しい物価高騰や人件費等の上

昇が続いている間は、定時改定の時期に捉われずに、今後も機動的に改定することが望ましい。

また、今回の経済対策で措置された「医療・介護等支援パッケージ」は、全国一律の支援制度となっているが、実際の交付事務の多くを自治体に担わせる仕組みであり、多くの施設に速やかな支援が求められる中、地方自治法で公金支出の私人委託が制限されていることなどから、自治体の事務負担が大きく、交付事務の見直しが必要である。

昨今の中東情勢などにより、さらなる物価高騰が継続していくことが想定される中、今後も物価高騰対策や経済対策が実施されることを考慮し、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 物価高騰に対する生活者支援について、全ての地域において共通して実施すべき施策を講じる場合などは、住民の公平性確保や事業効率の観点から、地方に判断を委ねる「重点支援地方交付金」による仕組みではなく、全国一律の制度設計や国による直接給付の仕組みを検討すること。

また、その実施にあたっては、都道府県及び市町村に事務負担が生じないような仕組みとすること。

2 診療報酬・介護報酬等については、定時改定の時期に捉われず、物価や賃金の上昇等を確実に反映して改定を行うこと。

暫定的に補助金等で支援を行う場合であっても、国が直接実施することや事業者等に対する補助金等の交付事務について私人委託を可能とする関係法令の見直しをはじめ、自治体の事務負担軽減を図ること。

令和8年 月 日

内閣総理大臣 高市早苗様
厚生労働大臣 上野賢一郎様
総務大臣 林芳正様

九都県市首脳会議

座長 相模原市長 本村賢太郎
埼玉県知事 大野元裕

千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
横浜市市長
川崎市市長
千葉市市長
さいたま市長

熊谷俊人
小池百合子
黒岩祐治
山崎中田春彦
福神谷紀俊
清水勇一人

火葬場の適切な整備・経営等を確保するための制度的対応について

我が国においては、長寿命化の進行及び人口構成の山を成す世代の高齢化に伴い、高齢者数が増加し、本格的な多死社会の到来を迎えている。国は、「火葬場が全国的に不足しているとは認識していない」との見解を示しているが、とりわけ人口が集中する首都圏においては、火葬枠の拡大等の運用改善を図ってもなお火葬需要のひっ迫により、火葬待機が1週間を超えるなど長期化しており、現時点で、2040年頃にかけてこの状況は更に深刻化し、その後も高止まりする見込みである。

加えて、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等大規模災害の発災リスクが年々高まっている中、平時の火葬需要に加えて、大規模災害時に、国が提唱する広域火葬の受入れを可能にするとともに、首都圏自らが被災した場合にも火葬能力を一定程度維持できるよう備えておく必要がある。

こうしたことから、老朽化が進んでいる多くの火葬場の設備更新、耐震化及び耐浪化並びに火葬場の新增設等による火葬能力の確保・強化が急務である。

火葬場の整備・経営主体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）等の法令上に定めはないが、国の通知において、永続性や非営利性の確保の観点から、原則として市町村等の地方公共団体でなければならないとされているため、火葬場の9割超が地方公共団体によって設置されているのが実態である。

このような状況下にあつて、火葬場の整備等には、近年の物価及び労務単価の上昇等も相俟って、従前以上に多額の費用を要する状況にあるが、国は、法令の定めがないこと等を理由に、地方公共団体による火葬場の整備等に対する財政支援に否定的な見解を示している。

一方、首都圏の一部には、歴史的経緯により、民設民営の火葬場も存在するところ、近年の燃料費の高騰等を背景に火葬料金の値上げが相次いでいる。こうした状況に対し、火葬場は、経営主体にかかわらず公共的な役割を担っているが、民間火葬場の料金に対しては、法令上、行政が関与する仕組みとはなっておらず、また、金額の妥当性を判断する基準や具体的な指導監督の方法についても示されていない。

また、前述の広域火葬を円滑に実施するため、国は「大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針」（以下「基本的指針」という。）を定めているが、広域的な火葬枠の割当て、火葬に必要な燃料、資機材等の確保、多数の御遺体の搬送手段、火葬後の御遺骨の取扱い等、基本的指針で挙げられている情報収集、連絡調整、協力要請といった国の役割によってその適切な対応がどのように担保されるのかについて、必ずしも明らかではない。

以上を踏まえ、「公衆衛生その他公共の福祉」の確保等、法の要請を将来にわたり満たしていくため、火葬場の整備等に関し、以下のとおり要望する。

- 1 火葬場の整備等を行う主体について、法令上明確化した上、
 - (1) 今後更なる火葬需要の増大が見込まれる都市部をはじめとする地域の実情を認識し、当該地域の地方公共団体が火葬場の整備等を行う際には、国による補助制度や地方債の元利償還金に対する交付税措置など、国の財政支援を享受できるよう、必要な制度を法令に位置付けること。
 - (2) 民間事業者が経営する火葬場について、指導監督権限を有する地方公共団体が、火葬料金の設定も含め、その適正な経営を確保できるよう、具体的な規定を法令に設けること。
- 2 大規模災害発災時における広域火葬の実効性を担保するため、国の役割をより明確化するとともに、基本的指針に基づく国及び地方公共団体による対応の更なる具体化及び詳細化を国の主導で進めること。その際には、地方公共団体に対してあらかじめ十分に意見聴取を行い、その意見を適切に反映させること。

令和8年 月 日

総務大臣	林 芳 正 様
厚生労働大臣	上 野 賢一郎 様
内閣府特命担当大臣（防災 海洋政策）	赤 間 二 郎 様

九都県市首脳会議

座 長 相模原市長 本 村 賢太郎

埼玉県知事	大	野	元	裕
東京都知事	小	池	百合子	
千葉県知事	熊	谷	俊	人
神奈川県知事	黒	岩	祐	治
横浜市長	山	中	竹	春
川崎市長	福	田	紀	彦
千葉市長	神	谷	俊	一
さいたま市長	清	水	勇	人

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるもので、地方創生においても極めて重要なテーマである。「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」において、本年夏を目途に取りまとめることとされている「地域未来戦略」では、「地方が持つ伸び代をいかす」ことで、「国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻す」ことを目指しており、その実現に向けては、地方創生の取組とあわせて、地方分権改革の更なる推進が必要である。

一方で、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しは不十分なままであり、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていない。真の分権型社会は、いまだ実現しておらず、改めて原点に立ち返り、抜本的な地方分権改革を推進することが必要である。

さらに、近年激甚化する災害への対応や物価高対策をはじめ、深刻さを増す少子化への対応や持続可能な社会保障制度の構築など我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進など、複雑化・広範化する諸課題への迅速な対応のためには、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。

地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、また、国は地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

I 真の分権型社会の実現

(1) 更なる権限移譲の推進

高齢化・人口減少が急速に進む中で、地域における住民サービスを維持していくためには、地方行政の生産性を向上させることが必須であることから、行政運営の効率化を阻害するような過度な規制等を徹底的に解消すること。

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、真の分権型社会の実現には程遠く、いまだ不十分であることから、地方分権改革の原点に改めて立ち返り、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方の意見を踏まえた上で、更なる権限移譲を進めること。

権限移譲の推進に当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本としつつも、地方自治体の規模や能力は多様であり、直面する課題も異なることから、「手挙げ方式」など、個々の地方自治体の発意に応じた権限移譲について積極的に取り組むこと。

また、事務・権限の移譲とあわせて、必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議し確実に財源措置等を講じた上での移譲に優先的に取り組むこと。

(2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。なお、国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させているが、地方の自由度を高めるため、今後は、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

計画等の策定については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」に沿って制度の検討及び見直しを進めること。

また、内閣提出法案のみならずナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法も含め、計画等の策定を新たに求める法令等は原則として設けないこととし、法令上の措置については事前のチェックを行うこと。あわせて計画等の策定を国庫補助金等の交付要件とすることは原則として行わないこと。

その上で、真にやむを得ず、地方に計画等の策定を求める場合は、意思決定の表現の形式は地方に委ねることを原則とし、内容が重複する計画を統廃合するなどの見直しを行い、地方の計画策定の最適化や負担の適正化に資するよう取り組むこと。

なお、内閣府の調査結果では、ナビゲーション・ガイドに基づいてこれまでに見直しが実施された計画は約9割とされているが、実態としては、策定に関する規定の見直しにまで踏み込んでいるものは僅かであるため、既存の計画策定等についても更なる見直しを自ら積極的に行うこと。

さらに、既存の計画策定等の見直しを行う場合において、現在、計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関しては、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

(3) 「提案募集方式」に基づく改革の推進

住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあ

るべき姿を実現するという観点を重視し、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。

これまで内閣府において「実現・対応」としてきた提案の中には提案内容どおりの対応になっていないものや引き続き検討するとされたものも多く含まれていることから、提案団体の提案内容を最大限に尊重してその実現に取り組むとともに、提案内容を実現できなかった場合は提案団体の納得が得られるよう国が説明責任を果たすこと。

加えて、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとした提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

こうした対応にとどまらず、提案募集方式の実施から 10 年が経過し、地方を取り巻く社会・経済の状況が変化している中で、今後の地方分権改革を一層推進するためにも、支障事例の有無にかかわらず、課題発生 of 未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案の趣旨に応じて税財源に関することも提案対象とするなど、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進に主体的に取り組むこと。

(4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

なお、国の地方自治体に対する補充的な指示については、地方の自主性・自立性を尊重し、地域の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、事前に地方自治体と十分な調整を行い、目的を達成するために必要最小限のものとするなど、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。また、想定外の事態に万全を期すため、補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

(5) 国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力の関係にあるとの認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。そのためにも「国と地方の協議の場」においては、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある運営を行うこと。また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨や「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」も踏まえ、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに情報提供するとともに、重要なテーマは時間的余裕を持ち丁寧に協議するなど、地方の意見を反映することができるよう適切な対応を行うこと。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

II 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

(1) 地方税財源の充実・確保

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

(2) 社会保障分野における地方税財源の確保

消費税及び地方消費税は、その約4割が地方の財源となっており、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源となっている。

少子高齢化が進行する中であって、将来世代に負担を残すことなく恒久的な財源を確保することが重要であり、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならず、今後、消費税率の引下げが行われる場合には、国の責任において代替となる安定財源を確実に確保する等、必要な財政措置を講じること。

政府においては、全世代型社会保障の構築に向けて取り組んでいるところであるが、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

(3) 子ども関連施策に係る財政措置

子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う事業が組み合わさることで、効果的なものとなる。

子どもに対する医療費助成制度の創設や中学校段階等を含めた学校給食費の抜本的な負担軽減、高等学校及び高等教育の授業料の無償化など、全国一律で行うべき施策については、居住地や保護者等の所得によって差が生じないように、地方に負担を強いることなく、国の責任と財源において早期に実施すること。

特に、学校給食費の抜本的な負担軽減については、地方自治体に対し十分な意見聴取や協議を行った上で、今後の食材料費上昇等も含め、国の責任において恒久的な財源が確実に担保されるよう制度設計するとともに、中学校等においても早期に実現するよう拡充すること。

さらに、授業料の無償化に当たっては、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

また、無償化により公立高等学校への進学者の減少が予想される中、公立高等学校に求められる社会的役割の変化を的確に捉え、その責務を十分に果たしていく必要がある。地域における高等学校教育の維持向上を図るため、学校施設整備や教員給与への国による財政支援を含め、公立高等学校への支援の抜本的な拡充を図ること。

あわせて、学校給食費の負担軽減及び高等学校の授業料の無償化においては、事業開始後一定期間を経た後に、事業の進め方や課題等について、地方を交えて検証する場を設けるとともに、地方が地域の実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供などについても、地方の創意工夫が生かせるよう、国の責任において、必要な財源措置を講じること。

(4) 物価高及び人件費の増加に係る財政措置

中東情勢の悪化に伴うエネルギー価格の高騰などにより、物価高の長期化が懸念されている。物価高は全国的な課題であるため、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方自治体間で対策の内容に格差が生じないように、国の責任において全国一律の対策を直接講じること。あわせて、中長期的なコスト削減や収益構造の改善に寄与し、将来にわたり効果が持続する支援を行うこと。

また、物価高により地方の経費全般が増加していることを踏まえて、必要となる経費について適切に地方財政計画に反映させるほか、地方交付税や国庫補助金等の算定においても物価高の影響を適切に反映させるとともに、不交付団体も含めたすべての自治体に対し、財政力に応じた補正を行うことなく、適切かつ十分な財政措置を講じること。

さらに、国が定める公定価格により経営している社会福祉施設や医療機関においては、令和8年度に実施される公定価格の見直しの効果を踏まえつつ、物価高等の社会経済情勢により経営状況に支障が生じた場合には、経営改善や従事者の処遇改善が図られるよう、臨時的な公定価格の改定を行うなど、全国一律の対応を講じること。

また、人件費の増加への影響に伴う財源については令和8年度の地方財政対策において8年度の給与改善費が財政措置されているものの、民間給与の上昇等を踏まえた増加が引き続き見込まれていること、人事院勧告において比較対象の企業規模の引上げが行われたことを踏まえ、会計年度任用職員も合わせた必要な人件費財源を国の責任において確実に確保すること。

加えて、教職調整額について、令和8年1月から段階的な引上げが行われているが、引上げに伴う地方の負担増に留意し、不交付団体も含めた全ての自治体に対し、必要な財政措置を行うこと。

(5) 防災・減災に係る財政措置等

高度経済成長期の昭和40年代から集中的に整備された道路、上下水道などのインフラが一斉に老朽化による更新時期を迎えている中で、平時においても住民生活や生命にも関わる深刻な影響を及ぼす事故が発生しており、今後、全国のどこでも起こりうるとされている。

また、今後、大規模な地震や風水害、火山噴火なども、いつ起きてもおかしくはなく、近年では地球温暖化に伴う海面水位の上昇もある中、首都圏等においてもインフラ等に甚大な被害が発生することが想定されている。

地方自治体が地域の実情に応じて計画的に防災対策を推進していくために必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、補助事業を拡充すること。

特に、下水道施設は極めて過酷な状況に置かれたインフラであり、老朽化・耐震化対策を推進する必要がある。事故の発生を未然に防ぐため、全国特別重点調査が実施され、要対策とされた管路について財政措置が拡充されたが、流量の大きい大口径管の点検・調査や改築・更新における有効な手法の確立など、今後も強靱で持続可能な下水道システムの構築に向けて、国として具体的な制度改正や支援を行うとともに、下水道施設への財政措置の継続・拡充を図ること。

さらに、令和9年度以降に污水管改築の交付金を受けるには、「水の官民連携」（ウォーターPPP）導入を決定済みであることが必要となるが、污水管の維持管理・改築更新の負担や大規模污水管の更新手法等について明確な方針が確立するまで、この要件化を見送ること。

また、水道施設の老朽化対策について、漏水の発生、浄水処理の停止等による市民生活への影響を防ぐため、管路更新に係る補助事業の要件を緩和するとともに、浄水場及び配水場の施設更新に係る補助事業を創設すること。

(6) 地方交付税措置のある地方債の期間延長等

公共施設等適正管理推進事業債については、令和8年度が制度終了の期限とされている。

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを長期的な視点で進めるため、公共施設等適正管理推進事業債について、公用施設も対象とするとともに、期間延長の措置を講じること。また、長寿命化事業など、中長期的に取り組むべき事業については、あわせて制度の恒久化について検討すること。

(7) 課税自主権の拡大

地方自治体は、必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

(8) 自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

環境性能割の廃止並びに地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率の廃止による地方の減収分については、地方交付税による措置によらず、代替の恒久的な税財源を早急に措置すること。

また、今後の自動車関係諸税の総合的な見直しに当たっては、自動車関係諸税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯や、脱炭素化や保有から利用への形態移行により減収が見込まれること、今後の道路等の維持管理・更新及び防災・減災の推進並びに次世代自動車の普及による新たな行政需要への対応に多額の財源が必要となることなどを踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

特に、自動車税については、「財産税的性格」と「道路損傷負担金的性格」も踏まえ、税負担の公平性を確保するとともに、同税の税収は地方にとって極めて重要なものであることから、中長期的にも税収が安定的に確保できるようにすること。

(9) 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、都及び市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

中小事業者等の生産性の向上や賃上げ促進のための特例のような国の経済対策に対する時限的な軽減措置は、期限の到来をもって確実に終了すべきであり、制度の安易な延長や類似の制度の創設は行わないこと。

土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置については、税負担の公平性及び負担調整措置の簡素化等の観点から、商業地等の据置措置の早期見直しを図ること。

家屋に係る固定資産税の新築住宅減額については、空き家の増加や脱炭素社会への移行等を踏まえ、対象を環境性能が優れた住宅に重点化するなど、既存の特例措置の整理・縮小を行うこと。

償却資産に係る固定資産税については、国の経済対策などによる廃止等を行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

(10) 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたっており、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地方自治体が行う温暖化対策の更なる拡充が必要となる。

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の予算規模の拡充・運用改善や「脱炭素化推進事業債」の対象事業の拡充、カーボンプライシングの地方税財源化など、必要な財源措置を講じること。

また、森林環境税については、森林環境譲与税が一層有効活用されるような方策を検討し、その活用については、木材利用の拡大、森林環境教育等の都市部に存在する需要にも配慮すること。

(11) 個人所得課税の充実確保

所得税及び個人住民税における各種控除等の見直しや給付付き税額控除の導入により、地方に減収が生じる場合は、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、地方交付税も含め国の責任において適切に補填し、地方一般財源を確保すること。

特に、個人住民税については、地域社会の費用の負担を住民がその能力に応じて広く分かち合うといった基本的な性格や、地方の財政に与える影響等に十分配慮した上で、実務上整理すべき課題も含め、地方の意見も踏まえながら丁寧な議論を行うべきである。

また、年収の壁の更なる見直し等により、課税総所得金額や税額等が変化し、

社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して様々な影響が生じることに配慮し、各種制度等の周知期間を十分確保するとともに適切に地方財政措置を講じること。

(12) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

(13) ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、今後も寄附金を集めるための返礼品競争が続くことが見込まれるなか、令和8年度税制改正の大綱においては、特例控除額について193万円を上限として新たに設定することとされた。また、これまで総務省告示で規定されていた募集費用総額上限5割以下の基準に替わり、寄附金活用可能額の割合を60%以上とすることとされたところである。

これらの改正については一定評価するが、特例控除額の上限設定は限られた高所得者を対象としたものであり、高所得者ほど制度の恩恵を受けうるという課題の解消には不十分であるとともに、都市部の地方自治体において税収減が大きく、財政に影響が生ずることなどの課題が依然として残っている。

このため、特例控除額の上限設定の引下げや、寄附金活用可能額の割合の更なる引上げ等により、寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという本来の趣旨に沿った制度となるよう更なる見直しを行うこと。

なお、見直しを行う場合は、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

加えて、所得税控除分相当額を個人住民税から控除する仕組みであるふるさと納税ワンストップ特例制度については、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として導入されたものであり、マイナンバーカードの保有率が80%を超えたことや、既にマイナポータル連携の確定申告手続きが可能になったこと等を踏まえると、その役目を終えたと考えられることから、速やかに廃止するとともに、廃止までの間、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、地方特例交付金により全額を補填すること。

(14) 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新

規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

(15) 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進

税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を推進するため、標準化に準拠した税務システムへの移行が円滑かつ安全に実現できるよう、「地方公共団体システム標準化基本方針」において示されているとおり、一部の機能については移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることや令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムへの積極的な支援を行うとともに、多様な地方自治体の実情を踏まえ、その意見に基づいた確実な移行経費の支援及び運用経費削減の対策を行うこと。

また、マイナポータルや地方税共通納税システムの活用などに関して対応策を引き続き検討するとともに eLTAX を通じた税務手続、キャッシュレス納付の利用拡大に努めること。

加えて、自動車税のワンストップサービスについて、新車新規登録以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。また、令和5年1月に新規稼働した軽自動車税のワンストップサービスについても、利用率の伸び悩みが見られることから、原因の分析及び対策の実施を図ること。

(16) 地方たばこ税制度の堅持

地方たばこ税は地方自治体にとって貴重な一般財源であることから、地方財政に影響を与えないよう、現行制度を堅持すること。

(17) 地方法人課税の拡充強化

令和元年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。

地方間の財政力格差については、本来、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを発揮し

うる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。また、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

(18) 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら、減資や組織再編の動向への対応も含めて、引き続き検討すること。なお、適用対象法人の基準は、法人による操作可能性が小さいものとするとともに、課税実務上、確認が容易で納税者及び課税庁にとって執行面で過度な負担とならないものとする。

(19) 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

(20) 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

(21) 国際課税制度の見直しに係る税収の地方への帰属

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにおける、市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方に課税権が認められる部分を含め検討すること。

その際、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税収の一定割合を帰属させるとともに、納税者の事務負担等にも配慮し、国が一括徴収する仕組みとするなど、適切な制度構築を図ること。

(22) 地方交付税の総額確保及び臨時財政対策債制度の廃止

地方交付税については、地方が住民サービスを安定的に供給するため、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、社会保障関係費や人件費の増加、物価高や金利の上昇による影響をはじめとした地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握した上で地方財政計画に計上するとともに、法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、引き続き、地方の安定的

な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整などのために積立てを行っているものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

また、臨時財政対策債は、令和7年度に引き続き令和8年度も新規発行額がゼロであるものの、年収の壁見直しによる税収減・歳出増の影響や、社会経済情勢の変化に伴う財政需要の増加等、今後も地方財源の不足が生じることが想定される。

地方の財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行によることなく、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、令和9年度以降延長することなく、その制度を廃止すること。

加えて、過去に借り入れた臨時財政対策債の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(23) 国庫支出金の改革

国において国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を行うまでの間、国庫支出金については、首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

その際、財政力指数に基づく国庫支出金の補助率の変更は行わないこととし、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、地方の自由度の高い制度となるよう見直すこと。

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めるこ

となど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(24) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直し、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ 持続可能な地方行政のあり方に関する議論に当たって

人口減少下においても、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、第34次地方制度調査会に対し「国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方」について諮問されているところだが、地方制度調査会での議論を受けた地方制度の見直しの過程においては、地方分権や市町村優先の原則という考え方を基本としつつ、地域における取組や都道府県及び指定都市の実情を十分に踏まえた上で、国と地方との間で、十分な協議の機会を設けること。

Ⅳ 広域連携、道州制の議論に当たって

広域連携の新たな枠組みの検討に当たっては、九都県市首脳会議をはじめとした既存の広域連携の機能や取組について分析し、関係する地方自治体等に対し、十分な意見聴取や協議を行った上で、必要性について、慎重に議論を行うこと。

また、道州制の議論が進められる場合においては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

Ⅴ 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、徹底した行財政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、これらの取組が不十分であると言わざるを得ない。

国は、行財政改革による財政健全化に取り組むとともに、臨時財政対策債や地方税の国税化といった国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行い、速やかに臨時財政対策債制度を廃止した上

で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和8年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人